## 連携計画(案)についての国の確認事項等に対する対応案

## ○確認事項

関連ページ	確認事項	補足	対応案
p.32~p.33,	(記載事項:方針・目標)	用語として「方針」は大きな枠組み、	住民の理解を得るために、現状→住民ニ
p.46	法令上、連携計画では、「基本的な方針、区域、目標、目標を達成す	「目標」は具体的かつ明白な形のもの	ーズ→ニーズを踏まえた課題・対応方策→
	る事業及びその主体、計画期間、その他必要な事項」を定めること	として記載されることが想定されてい	事業→事業管理方法という順序で記載し
	とされています。	ます。	ました。
	関連ページの記載内容(表現)は、必要な事項とズレがあるように		法律の用語の定義での目標は、数値的目
	思えますが、意図的な表現なのでしょうか。	必要とされる記載事項の用語を合わ	標を指すことになっているため、現計画の
	(内容的には、第3章2(1)と第3章3が方針で、第5章2②の部	せ、紙面上で一カ所にまとまっている	「目標」は「将来像」として変更します。
	分が目標のように思われますが・・・)	と見やすく思います。	段階的整備であること、5章の事業評価
			目標は毎年見直しすることなどから、章構
			成は特に変更はしません。
p.34~p.42	(記載事項:目標を達成するために行う事業等)		
	連携計画における「目標を達成するための行う事業」は、計画期間	第4章で事業についての記述なのです	将来像(目標)を達成するために行う事
	内で行う事業の記載ですが、章立てが実際どの記載が実施する計画	が、第4章9(1)の内容が第4章1~	業は、基本的に全てが対象になります。
	か判断が難しいです。どれが実際に実施する計画なのでしょうか。	6で経緯が記載されているなど、どれ	利用促進策は交通会議で対応すべきも
	内容的に、	が、実施するものが判断がつきづらい	のと、住民発意に期待すべきもの(サポー
	第4章9(1):コミバスの実証運行、	です。	ター制度・広告事業)があり、計画には位
	9(2):利用促進活動、		置づけ実施を目指しますが、実現は確定で
	第4章7 : 事前予約制バス事業、	総合事業計画に基づく事業としての認	きません。住民の参画を促し、確定できな
	第4章8(表):広報事業、	定を見据えているようですが、対象項	い事業の実施を曖昧に表記していたため、
	第4章8(表): サポーター制度、	目の対比をさせて整理してはいかがで	こうした事業を実施する形で修正しまし
	第4章8(表):広告事業、	しょうか。	た。
	第4章3 : 車両の導入		
m 99 95	くらいが事業計画かと推察するのですが。		
p.33, p.35,	(検討とされている事業)	   連携計画での事業は、実際に実施する	   目標値が曖昧であるため、H15 年事業値
p.39, p.47	市街化調整区域への対応について、市街化区域の利用が想定以上で	事業として地域で合意した内容ですの	を目安に再設定した(当初案は、事業初年
	あった場合に導入を検討としていますが、何を持って想定以上とす	で、どのような結論か整理をお願いし	度の実績をもとに設定し、複数年実施する
	るのでしょうか。		火ッ大順とりとに敗ルし、咳嗽干大肥する

	連携計画は、住民、事業者、自治体等が話し合いその結果をまとめ	ます。	中で、事業継続の最終判断を議会で意志決
	連携計画は、住民、事業有、自信体等が話し合いての結末をまるの   たものですので、判断基準が明らかになっていないのでしょうか。	5 / °	定するものと想定していました)。
			公共交通を必要とする住民ニーズは、市
	(市街化調整区域には市街化区域で利用者が多くなければ行わない		街化区域と市街化調整区域という区別で
	という整理なのでしょうか。)	   市街化区域におけるニーズと市街化調	は違いはありません。財政的なゆとりがあ
		整区域のニーズは違うように思われま	
		すが。	れば、全ての地域で地域公共交通を実施で
		<i>y 2</i> 7°°	きますが、限られた財政投入であるため、
			事業効率・収支率の高い部分から実施する
			という判断に基づいています。
	老人福祉センター送迎バスについては、コミバスと事業統合が可能		
	か検討するとなっていますが、結果どうなっているのでしょうか。	連携計画が完成したときには、整理で	老人福祉センター送迎バス事業は、福祉
		きるのでしょうか。	事業であるため、交通会議の協議範囲とは
			なりません。武豊町の福祉部門での協議
			は、今後実施される予定ですが、当該計画
			の策定後になります。
p.19~20	住民アンケートの結果の実施期間が平成 20 年になっていますが、	もし、記載通りでしたら、平成 21 年	住民アンケート調査はH20年です。
	記載通りなのでしょうか。(平成21年?)	度に調査事業として行ったアンケート	今年度の調査としては、フォーラム来場
		結果の記載・考察等もお願いします。	者調査・パブコメ等があり、計画に反映修
			正しました。
p.33	第3章3(1)で、「想定した利用が見込まれた場合に、その必要性	事前予約制バスを始める基準になるか	前述の通り。
	に応じて段階的に対応するものとする。」とあるのですが、協議会で	と思いますが、どのようになっている	H15 年事業値を目安に再設定します。
	話し合われているのでしょうか。	のでしょうか。	
p.34	第4章1(5)の最後で、「なお、設定にあたっては、住民説明会等	連携計画が策定されるときには、調査	補足の指摘の通りであるため、当該箇所
	において住民意向を確認し、設定するもとする。」とありますが、ル	事業において、利用動向等の確認が行	については削除した。
	ート・バス停位置の見直し時のことでしょうか。	われた後となるので、確認済となるの	
		ではないかと思うのですが。	
p.42	表 4-3 は、実施する事業はすべて網羅されているのでしょうか。	表を作るのであれば、連携計画で実施	事前予約制バス(タクシー)事業、利用
1		する事業の網羅をお願いします。	促進策事業も、まずは実験として実施する
1			

p.42	利用促進活動についての実施主体が、協議会となっていますが、利 用促進に関して外部に委託することはないのでしょうか。	調査事業の時のように契約等を町に委 託するようであれば、具体的に執行管 理するのは町になるのではと思ったの で。	町に委託します。 実施主体を武豊町に変更しました。
p.43	表中の、活性化・再生総合事業に、「実験期間」とつけた理由は何ででしょうか。	活性化・再生総合事業は、地域公共交 通導入の手助け全般が対象となるです が。	削除修正しました。
p.43	活性化・再生総合事業は、3年が保証されているものではないことをご留意下さい。	年度ごとに申請し最大 3 年となります。 ここでスケジュールに入れる必要はないのでは。	住民においては、国からの支援措置があるという情報は重要であるため、最大3年として表記します。
p.44	PDCAサイクルによる見直し対象をどうして、バスのみに限定して、 交通事業者によるバスの運行をDO、バス事業の評価をCHECK としているのでしょうか。	連携計画では、交通事業者以外も、利 用促進事業の実施や、バスの待合い場 所等の整備、サポーター制度等の働き かけを予定しているのですが、これら は評価対象としないのでしょうか。	ご指摘のとおり、DO に利用促進事業を 追加します。 なお、利用促進策等は、バス利用者の増 加を目的に実施するもので、その評価は最 終的には利用者数に帰属します。そのた め、利用促進策等の評価は、利用者数の変 化をもって、その内容が適切かどうかを見 直すことを考えており、目標値としては、 設定していません。

## ○疑問事項

関連ページ	疑問事項	回答案
p.7	第1章2(2)の最後で、「・・・通勤通学者の内の鉄道利用者に絞	指摘をふまえ、「通勤・通学者を対象にした場合には、鉄道駅までの公
	ったとしても、かなりの潜在需要が認められる。」とあるのですが、	共交通の潜在利用者が認められる」と変更した。
	今回検討されているコミバスの運行時間には職場・学校等にいて、	
	あまり需要にならないような気がしたのですが、どのような需要を	
	想定されたのでしょうか。	
p.22~p.31	アンケートの補足として「主な留意点」とあるのですが、アンケー	当該留意点は、「住民の交通行動を把握する上で、注意すべき点」を抽
	ト結果を一見しただけでは見落としそうな事項を書いている項目	出しています。また、「・・・すべき」とは、「バス導入を検討する際に、
	と、「・・・すべき」と施策のあり方を書いている項目があるのです	目的やサービス対象を考慮すべき点」を指摘しています。
	が、何に対する(何のための)留意点が書かれているのでしょうか。	
p.24	外出・帰宅の時間帯のアンケート結果として、通勤・通学の行動時	通勤・通学のグラフに加え、買い物、通院のグラフも追加掲載しました。
	間帯がグラフ化されているのですが、今回対象としているターゲッ	
	トが買い物・通院・公共施設への訪問になっているかと思うのです	
	が、なぜ、通勤通学のグラフのみとしているのでしょうか。	
p.33	第3章3(1)で、「市街化区域内での地域公共交通空白地域の解消」	お見込みの通り、非線引きの区域は存在しません。
	を基本方針とし、市街化調整区域には、必要に応じて対応との記載	
	があるのですが、武豊町域内は「非線引きの区域」は存在していな	
	いとの理解でいいのでしょうか。	